

# 高齢者・障害者虐待防止及び身体拘束廃止に関する指針

## 1 基本方針

高齢者・障害者虐待及び身体拘束は深刻な人権侵害行為であり、犯罪行為という認識のもと、「高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者虐待防止法、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者・障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、その権利利益の擁護に資することを目的として、高齢者・障害者虐待防止及び身体拘束廃止に努めます。

## 2 虐待の定義

区分	具体的な例
1. 身体的虐待 高齢者・障害者に身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること  (身体への接触の有無は問わない)	①暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけ火傷させる。 ・本人に向けて物を投げつける。等 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者・障害者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。等 ③緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制
2. 心理的虐待 高齢者・障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者・障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	①威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」など言い脅す。等 ②侮辱的な発言、態度 ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象・障害の態様やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかう、侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供扱いするような呼称で呼ぶ。等</li> <li>③高齢者・障害者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことも出来ないの」などと言う。</li> <li>・他の利用者に高齢者・障害者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・高齢者・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・高齢者・障害者がしたくても出来ない事を当てつけにやってみせる。等</li> </ul> </li> <li>④高齢者・障害者の意欲や自立心を低下させる行為       <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。等</li> </ul> </li> <li>⑤心理的に高齢者・障害者を不当に孤立させる行為       <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する。</li> <li>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。等</li> </ul> </li> <li>⑥その他       <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子での移動介助の際、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・利用者の顔に落書きしてカメラ等で撮影する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>3. 介護等放棄（ネグレクト）        高齢者・障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者・障害者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者・障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為       <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・髭・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にゴミが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。等</li> </ul> </li> </ul>

	<p>②高齢者・障害者の状態に応じた治療や介護を怠ったり医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない。</li> </ul> <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者・障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない。手の届かない所に置く。</li> <li>・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。等</li> </ul> <p>④高齢者・障害者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者・障害者に対して何ら予防的手立てをしていない。等</li> </ul> <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠る事。</p>
<p>4. 性的虐待 高齢者・障害者にわいせつな行為をすること又は高齢者・障害者にわいせつな行為をさせること。</p>	<p>本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・性的な話を強要する。(無理やり聞かせる。無理やり話させる。)</li> <li>・わいせつな画像や写真を見せる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。等</li> </ul>
<p>5. 経済的虐待 高齢者・障害者の財産を不当に処分することその他当該高齢者・障害者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗当(高齢者・障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用するおつりを渡さない。)</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する。生活に必要なお金を渡さない。等</li> </ul>

### 3 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束やその他の行動制限（以下「身体拘束等」という。）は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、全職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束を原則禁止とする。

#### 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人に立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、身体に重度の障害のある人に対して、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない。

身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断する必要がある。

#### 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

## 緊急・やむを得ず身体拘束等を行う 3 要件

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行い、本人又は家族の同意を得て行うこととする。身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力するものとし、その経過を、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」に報告することとする。

### ①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件。

身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

### ②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないことが要件。

身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人又は利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、利用者本人の状態像等に応じて最も制限が少ない拘束の方法を選択する必要がある。

### ③一時性

身体拘束等が一時的であること（長期にわたらないこと）が要件。

利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

## 4 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会その他法人内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

当法人では虐待等の発生の防止・早期発見及び身体拘束等の適正化への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年 1 回以上、管理者会議に合わせて開催し、次の事を協議します。

- ①虐待の防止及び身体拘束等適正化のための指針の整備に関すること
- ②虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## (2) 委員会の構成員

委員会の委員長（虐待防止責任者）は代表取締役とする。

委員の選任については、当該事業所の管理者及び施設長、所長、主任、その他必要とされる者のなかで委員長が指名した者とする。

## 5 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回及び職員採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、書面若しくは電磁的記録等により保管します。

## 6 事業所・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応します。

また、法人職員は虐待を発見した際に、市町村に通報する義務があります。

同時に虐待防止受付担当にも通報します。

## 7 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 8 事業所・施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

## 9 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

### (1) 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認

### (2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要と判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者家族へ説明し、個別支援計画へ記載します。

- ・ 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・ 拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・ 拘束の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定

## 10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、利用者及び職員がいつでも閲覧できるようにします。

## 11 その他虐待防止及び身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

「5 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

有限会社アポプロモート

### 【附則】

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

### 【附則・改訂】

この指針は、令和5年4月1日より施行する。